

ストーカー行為等の規制等に関する法律等の事務取扱いに関する訓令

[最終改正 令和8.4.24 京都府警察本部訓令第11号]

(趣旨)

第1条 この訓令は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「法」という。）、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成12年政令第467号）、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年国家公安委員会規則第18号。以下「施行規則」という。）及びストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第19号。以下「意見の聴取規則」という。）に基づく事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(警告の申出等)

第2条 人身安全対策課長又は警察署長は、法第3条の規定に違反する行為（以下「法第3条違反行為」という。）があった場合において、当該行為をした者（以下「行為者」という。）が更に反復して当該行為をするおそれがあり、法第4条第1項の規定による警告をする必要があると認めるときは、速やかに必要な調査等を行い、当該行為の相手方からの申出により、又は職権で迅速に警告を実施するものとする。

2 人身安全対策課長又は警察署長は、法第3条違反行為の相手方から警告を求める旨の申出を受けたときは、当該行為の相手方の現在の住所若しくは居所の所在地、当該相手方の当該行為が行われた時における住所若しくは居所の所在地、行為者の現在の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所。以下「行為者住所等」という。）の所在地又は当該行為が行われた地が京都府内（警察署長にあっては管轄区域内）にないとき又は申出に係る行為がつきまとい等若しくは位置情報無承諾取得等ではないことが明らかなきを除き、警告申出書（施行規則別記様式第1号）により、これを受理し、警告申出書受理簿（別記様式第1号）に必要な事項を記載しておくものとする。

3 法第3条違反行為の相手方から行為者の氏名、行為者住所等、行為者との関係、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等の状況、不安を覚えている状況等を詳細に聴取し、当該相手方の申出により警告を実施する場合にあっては必要に応じて事情聴取書（別記様式第2号）を、職権により警告を実施する場合にあっては原則として事情聴取書を作成するものとする。

なお、警告の申出をするか否か意思が明確でない段階においても、警告をする必要性が認められる場合には、必要に応じて事情聴取書を作成するものとする。

(調査等の実施)

第3条 人身安全対策課長又は警察署長は、警告の申出を受理したとき又は職権で警告を実施するときは、必要な調査等を実施し、必要に応じて調査等報告書（別記様式第3号）等を作成しなければならない。この場合において、法第3条違反行為の相手方、行為者その他の関係者から事情聴取を行うときは、その都度、事情聴取書を作成するものとし、聴取時間、場所等によっては、行為者に必要な事項を具備する上申書又は自供書の作成を求め、事情聴取書の作成に代えることができる。

2 事情聴取を受けた者が事情聴取書等の作成を拒んだとき、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等の現場において事情聴取書を作成するいとまがないとき、電話により事情聴取を行った

ときなど、事情聴取書を作成することができないときは、その旨及び聴取した内容を調査等報告書に記載しておくものとする。

- 3 前項の調査等の結果から、警告の要件に該当し、警告を実施する必要があると認めるときは、速やかに人身安全対策課長又は警察署長の指揮を受けなければならない。
- 4 人身安全対策課長又は警察署長は、第1項の調査等の結果、警告の要件に該当しないと判明したときは、速やかに、当該警告の申出をした者（以下「警告申出人」という。）にその旨及びその理由を通知書（施行規則別記様式第3号）により通知の上、警告をしなかったことについて理解が得られるよう説明するとともに、警察共通基盤システムにおける相談業務・人身安全関連業務等システムによるストーカー事案情報管理業務の登録（以下「システム登録」という。）により、その経過を明らかにしておかなければならない。この場合においては、通知書管理簿（別記様式第4号）に必要な事項を記載するとともに、当該警告申出人から受領確認書（別記様式第5号）を徴するものとし、当該警告申出人が受領確認書の提出を拒んだときは、その状況をシステム登録するものとする。
- 5 通知書は原則として警告申出人に直接手渡すこととし、直接手渡すことが困難な場合には、郵送等により送達して行うこととして差し支えないが、その際は郵便物を配達した事実が記録される方法を用い、当該警告申出人の元に届くよう、送付先に留意しなければならない。
- 6 人身安全対策課長又は警察署長は、警告をしなかったときは、システム登録により、警告申出人に通知した経過を入力するとともに、通知書の写しを添付しておくものとする。

なお、郵送等により送達して行った場合には、送付したことを証する記録の写しをシステム登録の際に添付しておくものとする。

（警告）

第4条 警告を行うときは、警告書（施行規則別記様式第2号）を作成し、これを行為者に交付するとともに、受領確認書を徴するものとする。この場合においては、警告書管理簿（別記様式第6号）に必要な事項を記載しておくものとする。

- 2 警告を行う際に、緊急を要し行為者に警告書を交付するいとまがないときは、前項の規定にかかわらず、口頭で警告を行い、事後速やかに行為者に警告書を交付し、受領確認書を徴するとともに、システム登録により、その経過を明らかにしておくものとする。
- 3 前2項の場合において、行為者が警告書の受領又は受領確認書の提出を拒んだときは、その状況についてシステム登録により、記録するものとする。
- 4 警告を行ったときは、速やかに、当該警告の内容及び日時を法第3条違反行為の相手方に通知するとともに、システム登録により、当該相手方に通知した経過を入力の上、警告書の写しを添付しておくものとする。

（禁止命令等の調査等）

第5条 人身安全対策課長又は警察署長は、法第3条違反行為があった場合において、行為者が更に反復して当該行為をするおそれがあり、法第5条第1項の規定による禁止命令等をする必要があると認めるときは、速やかに必要な調査等を実施するとともに、事情聴取書、調査等報告書等を作成の上、警察本部長（以下「本部長」という。）の指揮を受ける（警察署長にあつては、人身安全対策課長経由。以下同じ。）ものとする。

- 2 人身安全対策課長又は警察署長は、法第5条第1項の禁止命令等を求める旨の申出を受けた場合は、当該申出をした者（以下「禁止命令等申出人」という。）の現在の住所若しくは居所

の所在地、法第3条違反行為が行われた時における禁止命令等申出人の住所若しくは居所の所在地、行為者住所等の所在地又は法第3条違反行為が行われた地（以下「禁止命令等申出人の住所地等」という。）が京都府内（警察署長にあっては管轄区域内）にないときを除き、禁止命令等申出書（施行規則別記様式第4号）によりこれを受理し、禁止命令等申出書受理簿（別記様式第7号）に必要な事項を記載するものとする。

- 3 第2条第3項の規定は、禁止命令等申出人から事情聴取を行う場合について準用する。
- 4 第3条第1項及び第2項の規定は、第1項の必要な調査等を実施する場合について準用する。
- 5 人身安全対策課長又は警察署長は、第1項の場合において必要な調査等を実施した結果、禁止命令等の要件に該当しないと判明したときは、速やかに、禁止命令等申出人にその旨及びその理由を通知書（施行規則別記様式第5号）により通知の上、禁止命令等をしなかったことについて理解が得られるよう説明するとともに、システム登録により、その経過を明らかにしておかなければならない。この場合においては、通知書管理簿に必要な事項を記載するとともに、当該禁止命令等申出人から受領確認書を徴するものとし、当該禁止命令等申出人が受領確認書の提出を拒んだときは、その状況についてシステム登録により記録するものとする。
- 6 通知書は原則として禁止命令等申出人に直接手渡すこととし、直接手渡すことが困難な場合には、郵送等により送達して行うこととして差し支えないが、その際は郵便物を配達した事実が記録される方法を用い、禁止命令等申出人の元に届くよう、送付先に留意しなければならない。
- 7 人身安全対策課長又は警察署長は、禁止命令等をしなかったときは、システム登録により、禁止命令等申出人に通知した経過を入力の上、通知書の写しを添付しておくものとする。

なお、郵送等により送達して行った場合には、送付したことを証する記録の写しをシステム登録の際に添付しておくものとする。

（禁止命令等の実施）

第6条 人身安全対策課長は、行為者に対して禁止命令等を行う旨の決定があったときは、禁止命令等命令書（施行規則別記様式第8号）を作成し、これを行為者に送達するとともに、受領確認書を徴した上で、禁止命令等命令書管理簿（別記様式第8号）に必要な事項を記載しておくものとする。ただし、行為者住所等が明らかでない場合において、京都府公安委員会が法第5条第12項の規定により公示送達をするときは、行為者に送達することを要しない。

- 2 禁止命令等を行う際に、緊急を要し行為者に禁止命令等命令書を送達するいとまがないときは、前項の規定にかかわらず、口頭で禁止命令等を行い、事後速やかに行為者に禁止命令等命令書を送達し、受領確認書を徴するとともに、システム登録により、その経過を明らかにしておくものとする。
- 3 前2項の場合において、行為者が禁止命令等命令書の受領又は受領確認書の提出を拒んだときは、その状況についてシステム登録により記録するものとする。
- 4 禁止命令等を行ったときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を禁止命令等申出人（職権により禁止命令等を行ったときは、当該禁止命令等に係る法第3条違反行為の相手方）に通知するとともに、システム登録により、禁止命令等申出人に通知した経過を入力しておくものとする。

（緊急時の禁止命令等）

第7条 人身安全対策課長又は警察署長は、法第3条違反行為があった場合において、その相手方の身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために法第5条第3項の規定による禁止命令等（以下「緊急禁止命令等」という。）をする必要があると認めるときは、直ちに必要な調査等を実施するとともに、事情聴取書、調査等報告書等を作成するものとする。この場合において、緊急禁止命令等を本部長の権限で行う必要があると認めるときは、直ちに、事情聴取書、調査等報告書等を添えて本部長の指揮を受けるものとする。

2 前項の場合において、人身安全対策課長又は警察署長は、禁止命令等申出人の住所地等が管轄区域内にないときを除き、禁止命令等申出書によりこれを受理し、禁止命令等申出書受理簿に必要な事項を記載するものとする。

3 第2条第3項の規定は、禁止命令等申出人から事情聴取を行う場合について準用する。

4 第3条第1項の規定は、第1項の必要な調査等を実施する場合について準用する。

5 第5条第5項から第7項までの規定は、第2項の申出を受けた場合における緊急禁止命令等をしなかったときの通知及びシステム登録について準用する。

（緊急禁止命令等の実施）

第7条の2 行為者に対して緊急禁止命令等を本部長の権限で行う旨の決定があったときは人身安全対策課長が、緊急禁止命令等を警察署長の権限で行うときは当該警察署長が、禁止等命令書を作成し、これを行為者に対し送達するとともに、受領確認書を徴するものとする。この場合においては、禁止等命令書管理簿に必要な事項を記載しておくものとする。

2 第6条第2項及び第3項の規定は、前項の禁止等命令書の送達について準用する。

3 第6条第4項の規定は、緊急禁止命令等を行った場合について準用する。この場合において、同項中「速やかに」とあるのは「直ちに」と読み替えるものとする。

（禁止命令等の延長の処分）

第8条 人身安全対策課長又は警察署長は、法第5条第1項又は第3項の規定による禁止命令等をした場合において、当該禁止命令等をした日から起算して1年を経過した後に法第5条第9項の規定による禁止命令等の有効期間に係る延長の処分（以下「延長の処分」という。）をする必要があると認めるときは、速やかに必要な調査等を実施するとともに、事情聴取書、調査等報告書等を作成し、これらを添えて本部長の指揮を受けるものとする。

2 人身安全対策課長又は警察署長は、延長の処分を求める旨の申出を受けたときは、禁止命令等有効期間延長処分申出書（施行規則別記様式第6号）によりこれを受理し、禁止命令等有効期間延長処分申出書受理簿（別記様式第9号）に必要な事項を記載するものとする。

3 第3条第1項の規定は、第1項の必要な調査等を実施する場合について準用する。

4 第5条第5項から第7項までの規定は、第2項の申出を受けた場合における延長の処分をしなかったときの通知及びシステム登録について準用する。この場合において、同条第5項中「施行規則別記様式第5号」とあるのは「施行規則別記様式第7号」と読み替えるものとする。

（延長の処分の実施）

第8条の2 第6条第1項から第4項までの規定は、行為者に対して延長の処分を行う旨の決定があった場合において準用する。この場合において、同条第1項中「禁止等命令書（施行規則別記様式第8号）」とあるのは「禁止命令等有効期間延長処分書（施行規則別記様式第9号）」と、「禁止等命令書管理簿（別記様式第8号）」とあるのは「禁止命令等有効期間延長処分

書管理簿（別記様式第10号）」と読み替えるものとする。

（援助の措置）

第9条 人身安全対策課長又は警察署長は、ストーカー行為又は法第3条違反行為（以下「ストーカー行為等」という。）に係る法第7条第1項の援助を受けたい旨の申出を受けたときは、当該申出に係る行為がストーカー行為等でないことが明らかなきとき又は当該申出を相当と認められないときを除き、援助申出書（施行規則別記様式第11号）により、これを受理しなければならない。この場合においては、援助申出書受理簿（別記様式第11号）に必要な事項を記載しておくものとする。

2 援助申出の内容が施行規則第16条第2号に規定するストーカー行為等をした者の氏名及び住所その他の連絡先の教示に係るものであるときはストーカー行為等について警告、禁止命令等、緊急禁止命令等若しくは延長の処分（以下「警告等」という。）の申出又は告訴を受けている人身安全対策課長又は警察署長が、同条第7号に規定するストーカー行為等について警告等を実施したことを明らかにする書面の交付に係るものであるときは警告等を行い又は事務処理をした人身安全対策課長又は警察署長が受理するものとする。

3 人身安全対策課長又は警察署長は、施行規則第15条第7号に規定する申出を受理したときは、当該申出をした者から書面の使途等について詳細に聴取し、システム登録により記録するものとする。

4 人身安全対策課長又は警察署長は、援助の申出の内容を審査し、援助を行うことが相当であると認めるときは、援助を行うものとする。この場合において、施行規則第15条第7号に規定する書面は、行政措置実施証明書（別記様式第12号）とする。

5 援助を実施した人身安全対策課長又は警察署長は、システム登録により、援助を実施した経過を入力の上、行政措置実施証明書を交付した場合は、その写しを添付しておくものとする。

（警告又は禁止命令等に係る報告又は資料の提出要求）

第10条 人身安全対策課長又は警察署長は、法第13条の規定により行為者その他の関係者に対し報告又は資料の提出を求めるときは、報告・資料提出要求書（別記様式第13号）を交付して行うものとする。

2 人身安全対策課長又は警察署長は、前項の報告又は資料の提出を求めた場合において、報告を口頭で受けたときは事情聴取書を作成するものとし、資料の提出を受けたときは提出物件目録（別記様式第14号）を作成の上、その写しを提出者に交付するものとする。

3 人身安全対策課長又は警察署長は、提出を受けた資料を提出者に返還するときは、提出物件還付請書（別記様式第15号）を徴するものとする。

4 人身安全対策課長又は警察署長は、提出を受けた資料について提出者が所有権を放棄することを申し立てたときは、所有権放棄書（別記様式第16号）を徴するものとする。

（関係者への質問）

第11条 人身安全対策課長又は警察署長は、法第13条の規定による質問をしたときは、事情聴取書を作成するものとする。

（主体の決定等）

第12条 人身安全対策課長及び警察署長は、警告、禁止命令等又は緊急禁止命令等を行うに際し、ストーカー行為等の相手方の保護に資するため最も適当な主体の決定について、必要な協議を行うものとする。

- 2 警告の申出を受けていない警視総監若しくは京都府以外の道府県警察本部長又は京都府以外の警察署長（以下「府外警察本部長等」という。）が当該申出に係る事案について警告を行うべきこととなった場合には、申出人に再度の申出を行わせることなく、当該申出を受理した人身安全対策課長又は警察署長が当該申出に係る警告申出書及び関係書類を、関係資料送付書（別記様式第17号）により、警告を行うこととなった府外警察本部長等に送付しなければならない。
- 3 禁止命令等の申出を受けていない公安委員会が当該申出に係る事案について禁止命令等を行うべきこととなった場合には、禁止命令等の申出をした者に再度の申出を行わせることなく、当該申出を受理した人身安全対策課長又は警察署長が当該申出に係る禁止命令等申出書及び関係書類を、関係資料送付書により、禁止命令等を行うこととなった公安委員会に属する府外警察本部長等に送付するものとする。
- 4 人身安全対策課長は、府外警察本部長等から関係資料送付書の送付を受けたときは、本部長が警告または禁止命令等を行う場合を除き、直ちに警告または禁止命令等を行うべきこととなった警察署長に送付しなければならない。

（書類の送達）

第13条 人身安全対策課長又は警察署長が施行規則、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）及び意見の聴取規則の規定に基づき書類を送達するときは、交付又は郵便によるものとする。

（不服申立て等に対する措置）

第14条 人身安全対策課長及び警察署長は、禁止命令等、緊急禁止命令等、延長の処分、報告若しくは資料の提出要求に係る当事者からの不服申立て又は行政事件訴訟の提起が行われたときは、関係する所属長と緊密な連携を図り、的確な対応に努めなければならない。

（禁止命令等の違反の検挙）

第15条 人身安全対策課長又は警察署長は、法第19条又は第20条に規定する禁止命令等に違反してストーカー行為をした者又は禁止命令等に違反した者（以下「違反者」という。）を認知したときは、事実確認、裏付け等の捜査を確実にを行い、当該違反者の検挙に努めるものとする。

（事件の捜査）

第16条 人身安全対策課長又は警察署長は、ストーカー行為を認知したときは、被害者の意思を十分に確認した上で、危険性・切迫性を勘案し、捜査を行うものとする。

- 2 人身安全対策課長又は警察署長は、ストーカー行為に係る告訴を受けたときは、別に定めるところにより、これを受理するものとする。

（専決）

第17条 警察署長は、第9条から第11条までの事務を警察署の生活安全課長に専決させることができる。ただし、異例に属する事務及び疑義がある事務については、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

（様式省略）